

地域医療連携の手引き (Ver.1)

一般社団法人 日本病院薬剤師会
令和2年4月20日

はじめに

我が国では急激な少子高齢化や疾病構造の変化が進んでおり、医療費をはじめとした社会保障費の増大が財政的な問題となっている。それらに加え、医療資源の地域偏在が課題となっている。また、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年問題が議論され、その解決のための具体的な方法として、地域包括ケアシステムの構築と地域医療構想の策定が推進されている。最近では、その議論は現役世代が急減する 2040 年問題へと移りつつある。

地域包括ケアシステムとは、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制である【別添 1】。

地域医療構想とは、都道府県が、限られた医療資源を効率的に活用し、切れ目のない医療体制を築く目的で、将来の医療需要と病床の必要数を推計し、地域の実情に応じた方向性を定めていくものであり、地域包括ケアシステムと地域医療構想の関係は相補的で、一体的な運用が求められている。そのためにも、医療と介護の連携が益々重要になることは言うまでもない。

従来の医療は、青壮年期の患者を対象とし、救命、治癒、社会復帰に主眼を置いた「病院完結型」医療が中心であった。しかし、平均寿命が延び、複数の疾病を抱える高齢者の患者が中心となるこれからの社会では、生涯にわたって病気と共存しながら QOL (Quality of Life) の維持・向上を目指し、住み慣れた地域や自宅で生活するための医療の充実が求められる。

そのためにも、医療機能の分化・連携を推進することにより、高度急性期・急性期から回復期、慢性期、在宅療養に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される「地域完結型」医療が求められている。保険医療機関の薬剤師は、地域における自施設の役割を踏まえ、医薬品適正使用のさらなる推進と関係する保険薬局や他の保険医療機関などとの連携を、より一層進めなければならない【別添 2】。

本手引きは、外来あるいは入退院に際して、保険医療機関の薬剤師が、薬局薬剤師や他施設の医療従事者との情報共有を図ることを主な目的として作成したものである。

地域医療に携わる多くの薬剤師にこの手引きを参考にいただき、安心して安全な薬物療法が切れ目なく提供される地域が全国各地に広がっていくことを期待している。

目 次

1. 地域医療連携の目的・導入・体制構築・運用

- 1 - 1 地域医療連携の目的
- 1 - 2 地域医療連携の範囲、対象患者
- 1 - 3 基本的な連携
 - 1 - 3 - 1 基本的な連携方法
 - 1 - 3 - 2 基本的な情報
 - 1 - 3 - 3 地域医療連携のためのツール
 - 1 - 3 - 4 地域医療連携する上で心がけること
- 1 - 4 地域医療連携の導入の実際
 - 1 - 4 - 1 きっかけ
 - 1 - 4 - 2 勉強会のはじめ方
- 1 - 5 地域医療連携体制の構築・運用
 - 1 - 5 - 1 地域医療連携連絡会の開催
 - 1 - 5 - 2 地域医療連携連絡会での具体的な連携方法の確立
 - 1 - 5 - 3 地域医療連携の運用の維持

2. 保険医療機関における地域医療連携の実際

- 2 - 1 外来での運用例
 - 2 - 1 - 1 保険医療機関から地域へ（抗がん薬などのモニタリング）
 - 2 - 1 - 2 地域から保険医療機関へ（トレーシングレポートの活用）
- 2 - 2 入院時での運用例
 - 2 - 2 - 1 保険医療機関から地域へ（入院時の情報入手）
 - 2 - 2 - 2 地域から保険医療機関へそして地域へ（連携の構築・強化）
- 2 - 3 退院時での運用例
 - 2 - 3 - 1 保険医療機関から地域へ（退院時の情報提供）
 - 2 - 3 - 2 地域から保険医療機関へ（地域からフィードバックされる内容）

3. 地域医療連携を充実させるために

- 3 - 1 地域連携部門の活用法
- 3 - 2 連携先からの情報収集
 - 3 - 2 - 1 保険医療機関から

- 3 - 2 - 2 保険薬局から
- 3 - 3 連携医療機関に関する情報
 - 3 - 3 - 1 地域の保険医療機関の情報
 - 3 - 3 - 2 保険医療機関の薬剤師と薬局薬剤師の守備範囲

4. 教育・研修体制

- 4 - 1 教育・研修体制
- 4 - 2 多職種連携に焦点をあてた教育・研修
- 4 - 3 薬剤師同士の連携に焦点をあてた教育・研修
 - 4 - 3 - 1 二次医療圏、市町村単位で構成された教育・研修
 - 4 - 3 - 2 一保険医療機関を中心に構成された教育・研修
- 4 - 4 薬剤師同士の連携に焦点をあてた教育・研修の具体例
 - 4 - 4 - 1 地域全体で行う薬学生実務実習終了報告会
 - 4 - 4 - 2 トレーシングレポートに関する勉強会
 - 4 - 4 - 3 ハイリスク薬の管理に関する勉強会
 - 4 - 4 - 4 薬局薬剤師への後方支援
 - 4 - 4 - 5 保険薬局との医療安全情報の共有や現場確認

1. 地域医療連携の目的・導入・体制構築・運用

1-1 地域医療連携の目的

患者の薬物療法に関わる情報の伝達不備による医療事故が時々みられる。その中に、平成16年10月のメトトレキサートの過剰投与による不幸な事故がある。この例では、病院薬剤師と薬局薬剤師が十分に連携し、互いの職能を発揮していれば、事故は防止できた可能性が高かったと考えられている。

薬剤師同士で実施する地域医療連携の目的は、各々の施設に所属する薬剤師が患者の薬物療法に関する情報を相互に提供し、医療安全の確保に資することである。そのためには、双方の薬剤師が共通の認識を持ち、患者情報を確実に引き継ぐことで、薬剤師職能を果たす体制を作る必要がある【別添3】。

1-2 地域医療連携の範囲、対象患者

地域医療連携は、文字通り地域と連携することから始まる。自施設の近隣の保険薬局など、特定の間柄で実施することは、連携のルール作りが容易で簡単に始めることができるが、このような連携は対象とする患者が限られてしまう。地域医療連携の目的を踏まえると、すべての患者を対象として、薬剤師はもちろん、医師、看護師などすべての医療従事者との間で構築すべきである。併せて、地域包括ケアが叫ばれる今、介護従事者などとの連携も視野に入れるべきである。

1-3 基本的な連携

1-3-1 基本的な連携方法

患者は、治療のために保険医療機関に通院や入退院を繰り返している。こうした中で我々薬剤師は、どこかの場面で患者の薬物療法に関わることになり、その患者の適正な薬物療法の一端を担うことになる。

例えば、入院時に「お薬手帳」から処方歴・薬歴を把握し、その内容が不十分な場合には、確認のためにかかりつけ医やかかりつけ薬剤師に問い合わせをして、得られた情報をその後の処方提案や服薬指導に活用する。

また、退院時には、入院中の薬物療法、その意図や経過などを、お薬手帳や施設間情報連絡書（薬剤管理サマリー）を用いて、次に患者を受け持つ医療・介護スタッフに発信をする。

このように、処方歴・薬歴などの患者情報の確認と発信（情報のギブアンド

テイク) が連携の基本となる。

1-3-2 基本的な情報

次に受け持つ医療従事者や介護従事者などを想定して、可能な限り、処方歴や薬歴をはじめとする薬物療法に必要な情報を伝達する。詳細は次のとおりである。

a 患者に関する情報

- a-1 患者基本情報
- a-2 かかりつけ医・かかりつけ薬剤師
- a-3 既往歴・輸血歴
- a-4 アレルギー・副作用歴
- a-5 生活上の情報（飲酒・喫煙・嚥下・常用の市販薬・健康食品など）

b 処方に関する情報

- b-1 処方歴・薬歴（必要に応じて処方目的）
- b-2 調剤に関する特記事項（一包化、簡易懸濁法、日常の管理方法など）
- b-3 薬物療法を継続する上で、服薬方法や投与間隔、投与方法などに注意が必要な医薬品
- b-4 治療経過に関わる特記事項（処方開始・中止理由、特別な投与量の理由など）

c その他の必要な伝達事項

- c-1 患者への服薬指導上で注意してほしい事項（病名告知の有無、患者の理解度など）
- c-2 薬物療法を継続する上で、服薬方法や投与間隔、投与方法などに留意してほしい医薬品
- c-3 転院後、退院後に継続して確認してほしい事項（副作用の兆候、処方変更後の患者状態など）
- c-4 薬学的ケアの実践のために注意してほしい検査値（腎機能、TDM データなど）

1-3-3 地域医療連携のためのツール【別添4】

a お薬手帳

お薬手帳は、個人健康情報管理（Personal Health Record、PHR）の1つで、既往歴やアレルギー歴、副作用歴といった記載と受診毎の処方内容、検査値、

服用した一般薬の内容などの時系列の記録からなる。これを他の医療従事者などが見ることにより、患者のアレルギー歴や副作用状況を把握し、薬の重複などの回避を可能とするものである。

最近では、がん化学療法を受けている患者、腎機能低下の患者について、薬剤師が次の診療の手助けとなる情報やコメントを書き込む事例もある。これまでは処方情報の経時的な記録中心であったが、適正使用の情報源として積極的に活用されつつある。紙面に限りがあり詳細に記載できない場合は、施設間情報連絡書（薬剤管理サマリー）などで補う。

患者には、医療情報の共有ツールとして活用できるよう、同時に複数のお薬手帳を使うのではなく、1冊の手帳にまとめるなど、その意義について理解されるように指導する。また、自己の健康に関する情報も追記することや、保険医療機関や保険薬局などから交付された指導箋や情報提供カード（治療内容や有害事象等に関する情報提供など）を一緒に持つことで、お薬手帳を「自分のカルテ」として活用できることを説明する。併せて、災害時には、診療録等の代わりとして活用できることを説明すると効果的である。

また、最近では、電子版お薬手帳も登場した。今後の利活用が期待されるが、現状では、互換性、操作性や記録の閲覧などにまだ課題があるため、利用者には、補助的な書面で適切な対応をとるよう指導する。

b 施設間情報連絡書（薬剤管理サマリー）【別添5・6】

施設間情報連絡書（薬剤管理サマリー）は、情報を多く記載することができ、入退院時に活用されることが多い。

患者の入院時には、持参薬を評価する際に、お薬手帳から得られる情報が十分でない場合に、かかりつけ薬剤師に向けて情報収集を依頼する場合や返書を受けられる場合に使用される。

患者の退院時には、主に退院の際の情報伝達手段として活用されている。お薬手帳の補助手段として使われている場合が多いため、薬剤師の視点を付加し、継続的な薬物療法を支援する目的で積極的に活用することが望ましい。運用については、患者の同意を得て発行する。記載にあたっては、患者や診療を評価、批判するような表現は避ける。また、「1-3-2 基本的な情報」に示したすべての項目を記録する必要はなく、次へ伝達すべきことから優先して記載する。

c 服薬情報提供書（トレーシングレポート）

服薬情報提供書は、薬局薬剤師から主に外来患者について発信される施設間情報連絡書で、薬局薬剤師が疑義照会時や薬剤交付時、服薬説明時に気付いた、即時性は低いものの「処方した医師への提供が望ましい」と判断された内容が記載され運用される。

1-3-4 地域医療連携する上で心がけること

専門職同士のコミュニケーションと情報のギブアンドテイクが原点となる。

a 迅速な対応

相手の薬剤師または他職種から情報の提供依頼がある時は困っている時と考えて、可能な限り早く的確な情報を提供するように心がける。

b コミュニケーションの確立

情報提供を受けた際には、必ず答礼を FAX、メール、電話など適切な方法で行う。何か言葉を交わすことで、共通の患者を見守っているという認識が生まれるとともに、薬剤師同士のつながりとなる。

c 確実な記録

情報をやりとりした際には、その都度記録を付ける。今後の連携の進展のためには運用状況の把握と改善が不可欠で、そのために確実な記録が重要である。

1-4 地域医療連携の導入の実際

1-4-1 きっかけ

地域医療連携を推進する上で最も重要なことは、連携する施設間の薬剤師双方の意思疎通であり、何らかの機会を通じてそれを図ることが大切である。例えば、院外処方箋に関する諸問題を協議する病院薬剤師と薬剤師会の連絡会や、お薬手帳の活用を考える会など、日常業務をテーマとする勉強会を薬剤師同士で開催することは、連携のきっかけとなる。

1-4-2 勉強会のはじめ方

連携構築の前段階として、合同の勉強会が行われる。勉強会で薬剤師同士の連帯感が深まる効果はあるが、勉強会はコミュニケーション構築のきっかけであって、目標ではないことに留意する。

地域医療連携とは、患者のシームレスな薬物療法の支援のために各施設の薬剤師が連携することであるという「地域医療連携の目的」を見失わないよう留意する。

1 - 5 地域医療連携体制の構築・運用

1 - 5 - 1 地域医療連携連絡会の開催

地域医療連携に前向きな保険医療機関の薬剤師と地域の薬剤師会で連絡会を立ち上げると運用がしやすい。立ち上げ当初は頻繁に開催し、運用体制の確立を早期に図る。そして、ある程度連携が軌道に乗った後は、定期的で開催する。

連絡会の参加者は、主に保険医療機関の薬剤師及び薬局薬剤師をもって構成するが、ある程度運用が固まった時点で、医師会などからも構成員に入ってもらい、意見交換を行うことが望ましい。

1 - 5 - 2 地域医療連携連絡会での具体的な連携方法の確立

患者の薬剤使用に関する情報の施設間連絡は、お薬手帳が基本であり、まず、お薬手帳の普及率の向上を図る。お薬手帳で伝えきれない患者情報は、日本病院薬剤師会と日本薬剤師会が提唱する「施設間情報連絡書」や日本病院薬剤師会が提唱する「薬剤管理サマリー」などの使用が極めて有用であり、地域の状況を考慮して運用方法を確立する。

医師同士の連携には、紹介状でやり取りするという文化が定着しており、次にその患者を受け持つ医師に、病状や検査値、処方内容などを引き継ぐ。この連携の薬剤師版と考えればわかりやすい。

1 - 5 - 3 地域医療連携の運用の維持

地域医療連携の運用状況を常に把握しておくことは、地域医療連携を定着させるために重要である。運用状況の把握から得られた結果に基づき、随時運用の改良を行い、改良した点、改善が必要な点は、関係者へ周知徹底を図る。

地域によっては、薬剤師の入れ替わりが発生するため、地域医療連携の運用を維持するために、基本的な取り決めや場面ごとの具体的な運用をまとめた「連携の手引き」を作成することが望ましい。

2. 保険医療機関における地域医療連携の実際

2 - 1 外来での運用例

2 - 1 - 1 保険医療機関から地域へ（抗がん薬などのモニタリング）

従来、外来での連携は内服薬の記録中心に行われていたが、外来投与の注射

薬などにも目を向けるべきである。特に近年、外来化学療法を受ける患者が増加したことに加え、副作用マネジメントが複雑化してきたことから、保険医療機関の薬剤師が、外来でレジメンに基づいた服薬説明や主な副作用の説明、それに伴う対応方法や処置方法などを説明する機会が増えている。また、内服薬抗がん薬のみならず支持療法薬などの調剤や服薬中の副作用管理などは、保険薬局でも行われる。このため保険医療機関－保険薬局間における綿密な情報共有がますます重要になっている。今後はレジメン内容の共有をベースに、保険医療機関と地域が一体となり副作用のモニタリングを行うことが重要である。

2-1-2 地域から保険医療機関へ（トレーシングレポートの活用）

主に、薬剤部門が疑義照会の仲介窓口となっている保険医療機関では、薬局薬剤師からトレーシングレポートが薬剤部門に届く。トレーシングレポートは、薬局薬剤師が医師や薬剤師と、患者の薬物治療上の問題点について情報共有することができるツールであり、薬剤部門が院内でのトレーシングレポートの活用を率先することで、院内の医療従事者や地域の薬剤師会との連携が円滑になる。併せて、発行側の薬局薬剤師とは、保険医療機関側の見解をまとめるなどして、トレーシングレポートの内容について協議をすることが望ましい。

2-2 入院時での運用例

2-2-1 保険医療機関から地域へ（入院時の情報入手）

入院中の適正な薬物療法の実施には、入院前の処方薬情報や副作用やアレルギー情報など、薬歴の情報が必要となる。入院時の患者の持ち物として「お薬手帳」が認知されてきたものの、まだ補足的に扱われ、依然として持参薬の確認作業を実施することが多い。本来、持参薬の確認は、処方薬情報や副作用、アレルギー情報などの薬歴と服薬状況の確認であり、入院する前の施設にある情報の活用を考慮する。

かかりつけ医やかかりつけ薬剤師に情報提供を依頼する際には、まず患者にその旨を説明し、同意取得後に行うことに留意する。急がない場合は施設間情報連絡書などを FAX で、急ぐ場合は電話で、患者の入院がありその処方歴・薬歴を提供してほしい旨を説明して依頼する。

2-2-2 地域から保険医療機関へそして地域へ（連携の構築・強化）

かかりつけ医やかかりつけ薬剤師から情報提供を受けたら、必ず答礼を FAX、

メール、電話など適切な方法で行う。情報提供を受けた側からの答礼は、今後の連携を継続することへの励みとなる。

2-3 退院時での運用例

2-3-1 保険医療機関から地域へ（退院時の情報提供）

入院患者の場合、処方薬の内容が変化しやすいので、退院時には、入院中の薬物療法、その経過などについて、お薬手帳や施設間情報連絡書（薬剤管理サマリー）を用いて、次に患者を受け持つ医療・介護従事者への伝達を図る。

また、近年、急性期病棟を中心に、入院期間は短縮傾向にある。さらに、病床の機能分化が進んだことにより、複数の保険医療機関を経由して自宅へ戻る事例が増加しており、患者への安全で良質な薬物療法の提供を担保するための、シームレスな地域連携の構築が重要である。中でも、退院支援として開催される退院時カンファレンスにおいて、保険医療機関の薬剤師が薬局薬剤師などへ、入院中の薬剤の変更理由や退院後も継続してモニタリングが必要な項目などを情報提供することが重要である。

退院時カンファレンスとは、入院先の医療従事者と退院後の生活を支える医療・介護従事者が情報共有を行い、退院や在宅生活開始に向けての方針などを検討・共有する場である。参加が推奨される職種としては、入院先の医療従事者には医師、看護師、薬剤師、医療ソーシャルワーカー（MSW）、管理栄養士、リハビリスタッフなど、退院後の生活を支える医療・介護従事者には、かかりつけ医、かかりつけ薬剤師、訪問看護師、介護支援専門員（ケアマネージャー）、介護サービス事業所職員などが挙げられる。

2-3-2 地域から保険医療機関へ（地域からフィードバックされる内容）

退院後、情報提供を行うことで、地域の医師、薬剤師などから疑問点を質問される場合がある。そのような場合には、できるだけ早く詳細に情報提供を行う。この情報のやり取りができるようになれば、連携が進んでいる証である。

3. 地域医療連携を充実させるために

3-1 地域連携部門の活用法

地域連携部門は、保険医療機関同士が情報のやり取りを行う部署のため、地域連携を実践するうえで重要な情報を把握している。薬剤関連情報のみならず、

患者の生活に関する情報などを総合的に知るためには、地域連携部門内の医療ソーシャルワーカー（MSW）などに相談する。

紹介元のかかりつけ医などの特徴や詳細な専門性などは、地域連携部門が情報保存している場合があり、薬剤情報提供の際や処方提案する際に有益な情報が入手できることがある。

3-2 連携先からの情報収集

3-2-1 保険医療機関から

入院患者の診療情報提供書から処方意図が読み取れない場合は、主治医が紹介元やかかりつけ医へ照会する。この際、連携する保険医療機関の情報や先方からの急ぎの情報収集が必要な場合に、地域連携部門を活用することが重要である。

3-2-2 保険薬局から

予定入院の患者の場合、入退院支援部門などから事前に保険薬局が明らかで、患者の同意も取っていれば、入退院支援部門などにより事前に連絡を入れて薬剤情報を入手しておく。

緊急入院の患者の場合、可能であれば患者またはその患者の家族の同意を取り、保険薬局に連絡し、薬剤情報を確認する。

地域連携部門では保険薬局まで把握できていないことが多いため、薬剤部門が実施している施設も多い。

3-3 連携医療機関に関する情報

3-3-1 地域の保険医療機関の情報

地域の医師会・薬剤師会などは、保険医療機関・保険薬局などの休日情報やイベント情報の入手に活用できる場合がある。地域医療連携をこれから構築しようとする保険医療機関は、まず地域連携部門に行って確認することから始めると良い。保険医療機関側が研究会などのイベントを開催する際は、地域連携部門から医師会や薬剤師会などへ発信することが多い。

薬剤部門と地域連携部門との情報共有は必須である。医師会主催や病院との共催などの研究会には、保険医療機関の薬剤師も積極的な参加が望ましい。顔と顔のみえる関係作りに役立つ。

3-3-2 保険医療機関の薬剤師と薬局薬剤師の守備範囲

保険医療機関の薬剤師と薬局薬剤師の適正使用の守備範囲は、「保険医療機関へ足を踏み入れた以降が保険医療機関の薬剤師」、「保険医療機関から退出した以降は薬局薬剤師」と考えるべきではない。

原則として、入院以前に保険薬局で調剤した分は薬局薬剤師、逆に入院中に調剤した分は退院後でもそれを飲みきるまでは、保険医療機関の薬剤師が責任を持つべきであるが、保険医療機関の薬剤師と薬局薬剤師が十分に連携し、患者の薬物療法に関する情報を相互に提供し、医療安全の確保を図ることが重要である。

4. 教育・研修体制

4-1 教育・研修体制

地域医療連携は、医師を中心とした保険医療機関の連携、薬剤師同士の連携、医療と介護・福祉との連携など多種多様である。そこに地域毎の医療ニーズ、将来の人口構成の変化、医療従事者の充足や偏在の状況、地理的特性などが加わると、多職種間の相互理解や情報共有の在り方は複雑化する。よって、地域医療連携を実現ならびに深化させていくためには、医療関係者のみならず、時には介護・福祉、行政関係者なども交えて、専門性の異なる多職種が共通の課題や困難な状況を理解し、解決へのプロセスを探り共有できるような体制を確立させていくことが重要である。

4-2 多職種連携に焦点をあてた教育・研修

互いの業務の現状、専門性や役割などを知り、多職種連携を図っていくなかで共通の課題を抽出し、解決のプロセスを共有しながら対応するための手法や技量を会得することを目的として行う。具体的には、地域の保険医療機関、保険薬局、訪問看護ステーション、介護事業所、行政などの関係者が参画し、グループワークを主体とした研修を実施する。

4-3 薬剤師同士の連携に焦点をあてた教育・研修

保険医療機関と保険薬局間での連携を円滑にすることを主な目的として行うが、二次医療圏や市町村単位で実施する研修と、一保険医療機関を中心にその院外処方箋を応需する保険薬局で実施する研修とは趣旨が異なるため、実施形

態は様々である。

4-3-1 二次医療圏、市町村単位で構成された教育・研修

各都道府県が二次医療圏単位で医療機能分化や地域連携推進のビジョンを定めた「地域医療構想」実現を推進し、各市町村が日常生活圏単位で医療・介護・介護予防・生活支援・住まいを一体的に提供するネットワークである「地域包括ケアシステム」の構築を推進する中で、該当した地域の薬剤師間で連携を如何に図るべきなのか議論することを目的として行う。

4-3-2 一保険医療機関を中心に構成された教育・研修

該当する保険医療機関の薬剤師、薬局薬剤師が参画し、連携体制の現状を把握、共有し、課題の抽出や対応策を検討することを目的として行う。または、化学療法レジメンに関する合同勉強会など、個別専門性の高い知識を取得して円滑に連携することを目的として行う。

4-4 薬剤師同士の連携に焦点をあてた教育・研修の具体例

4-4-1 地域全体で行う薬学生実務実習終了報告会

地域内の病院、保険薬局で実務実習を終了した薬学生の報告会を地域全体で実施し、薬剤師の育成のあり方やその方策について探求することを目的として行うことが望まれる。

4-4-2 トレーシングレポートに関する勉強会

トレーシングレポートに何を書いてよいかわからない、どのように記載したらいいかなど、思うように運用できないことがある。そんな問題点を持ち寄って、地域医療連携の勉強会などで改善策を検討する。地域の医療従事者が顔を合わせて、患者の薬物療法にかかわる問題点について協議することが望まれる。

4-4-3 ハイリスク薬の管理に関する勉強会

保険医療機関内の薬物治療では、薬物治療を適切に管理するためにチェックシートやモニタリングシートを用いる方法がある。今後は、多職種協働でチェックシートなどを活用して、薬物療法を管理する方法が望まれる。また、これらの取り組みは、保険医療機関にとどまらず地域へと拡大させ、薬物治療の質の向上を地域で推進していくことが望まれる。

4-4-4 薬局薬剤師への後方支援

保険医療機関の薬剤師が担うべき薬局薬剤師への後方支援には、在宅中心静脈栄養法（HPN）に向けた無菌調製実技支援、経腸栄養管理や感染管理対応などがある。在宅への移行後も、保険医療機関の薬剤師が連携の拠点となって薬局薬剤師を後方的に支援し、必要に応じて研修を行うことが望まれる。

4-4-5 保険薬局との医療安全情報の共有や現場確認

医療安全対策を充実させる目的で、連携する保険医療機関では相互の情報交換、現場確認が実施されている。一方で、保険医療機関と保険薬局の間で医療安全に関する情報交換や現場確認の事例は少ない。今後は、地域全体での医療安全の向上を目的とした地域体制の整備について、保険医療機関の薬剤師の積極的な関与が望まれる。

【参考文献】

日本病院薬剤師会：地域医療連携実例集（Vol.1）

日本病院薬剤師会：地域医療連携実例集（Vol.2）

岐阜市薬剤師会：薬薬連携の手引き

岐阜県薬剤師会分業対策委員会：地域薬薬連携連絡会立ち上げ・運用の指針

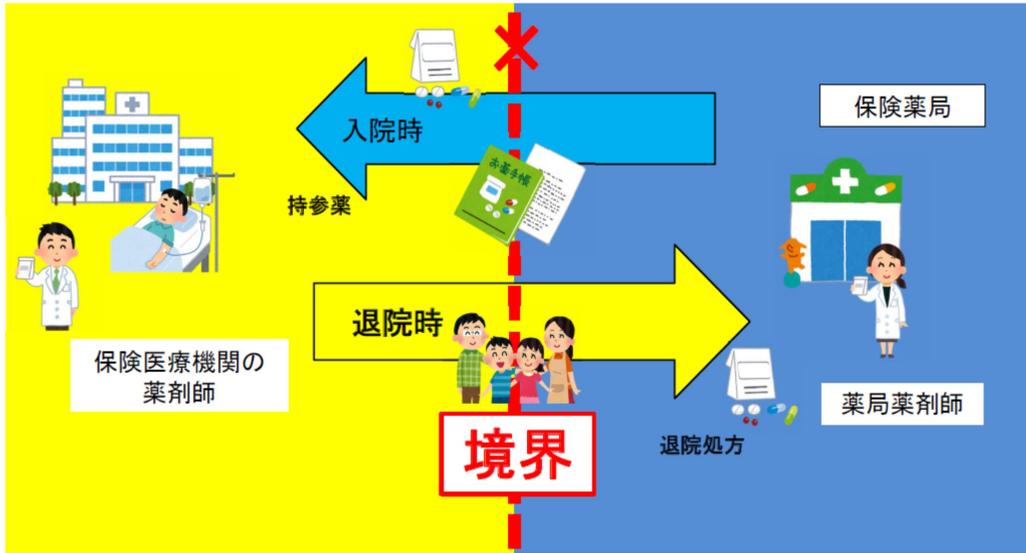
一般社団法人 日本病院薬剤師会
地域医療委員会

令和2年4月20日作成（Ver.1）

別添 3

地域医療連携の目的

保険医療機関の薬剤師と薬局薬剤師が、患者の薬物療法に関する情報を相互に提供し、円滑な連携関係を構築することにより、**医療安全の確保に資すること**を目的としている。



情報を利用して ⇒ 処方箋鑑査(監査)、調剤、服薬説明

別添 4

地域医療連携のためのツール

名称		場面	対象	備考
お薬手帳 (かかりつけ手帳)		外来 入退院 在宅	患者を中心に 医療関係者	PHR(Personal Health Record)を医療関係者が活用
【広義】 施設間情報連絡	【狭義】 施設間情報連絡書	主に入院時 (必要時)	保険薬局など →保険医療機関の薬剤師	菊川市立総合病院 岐阜県総合医療センター
	施設間情報連絡書 (薬剤管理サマリー)	退院時	保険医療機関の薬剤師 →保険薬局など	療養病床委員会が作成
	服薬情報提供書 (トレーシングレポート)	外来	保険薬局など →処方した医師	京都大学医学部附属病院など

別添5

薬剤適正使用のための施設間情報連絡書

平成 年 月 日

殿

※全ての欄に記入する必要はありません。必要と考えられる情報の欄のみに記入ください。

ふりがな		情報提供元施設の所在地及び名称
患者氏名		
性別	男・女	電話
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日生(歳)	F A X
住所		e-mail
電話番号		薬剤師氏名
		印

使用薬(一般用医薬品・健康食品等を含む)	
<small>※当該患者さんの情報は、この文書とは別に、以下(チェック(レ)印のもの)があります。</small>	
<input type="checkbox"/> お薬手帳	<input type="checkbox"/> 薬剤情報提供文書
<input type="checkbox"/> 退院時服薬指導書	
医療機関(診療科名、処方医名) / 処方日又は調剤日 / 医薬品名 / 用法・用量 等	
調剤上の留意点(粉碎・別包等)	
副作用歴・アレルギー歴	
<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明	}
服薬状況等	
①服薬介助	<input type="checkbox"/> 自己管理 <input type="checkbox"/> 要介助 → 薬の管理・介助者()
②コンプライアンス	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不良
その他特記事項(処方目的、患者への服薬指導上で注意すべき事項等)	

この文書を受け取った薬剤師の方は、上記情報提供元施設の薬剤師までご連絡下さい。

日病薬ホームページからダウンロードできます。

別添 6

作成日

薬 剤 管 理 サ マ リ ー

御中

様の退院時処方・薬学的管理事項について連絡申し上げます。

生年月日	<input style="width: 100%;" type="text"/>	歳	性別	<input style="width: 100%;" type="text"/>	身長	<input style="width: 100%;" type="text"/>	cm	体重	<input style="width: 100%;" type="text"/>	kg
入院期間	<input style="width: 100%;" type="text"/>	～	<input style="width: 100%;" type="text"/>	日間	担当医	<input style="width: 100%;" type="text"/>				

	該当薬剤	発現時期	発現時の状況等（検査値動向含む）			
禁忌薬	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり					
アレルギー歴	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり					
副作用歴	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり					
腎機能	SCr	mg/dL	eGFR	mL/min/1.73m ²	体表面積 (DuBois式)	m ²
その他必要な検査情報						
入院中の服薬管理	<input type="checkbox"/> 自己管理 <input type="checkbox"/> 1日配薬 <input type="checkbox"/> 1回配薬 <input type="checkbox"/> その他 ()					
投与経路	<input type="checkbox"/> 経口 <input type="checkbox"/> 経管 (経鼻・胃瘻・食道瘻・腸瘻)					
調剤方法	<input type="checkbox"/> PTP <input type="checkbox"/> 一包化 <input type="checkbox"/> 簡易懸濁 <input type="checkbox"/> 粉砕 <input type="checkbox"/> その他					
服薬状況	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 時々忘れる <input type="checkbox"/> 忘れる <input type="checkbox"/> 拒薬あり <input type="checkbox"/> その他					
退院後の薬剤管理方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> その他 ()					
一般用医薬品・健康食品等	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ()					

<input type="checkbox"/> 別紙あり 処方医療機関： <input style="width: 100%;" type="text"/> <div style="border: 2px solid orange; height: 150px; width: 100%;"></div>	<input type="checkbox"/> 別紙あり 退院処方に薬情添付 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <div style="border: 2px solid blue; height: 150px; width: 100%;"></div>
--	--

特記事項

※ 患者情報で伝達が必要と思われる内容を記載すること。（開薬点、薬剤の評価、医師の処方変更等/入院中の薬剤の追加、減量、中止で伝えたい内容）

投与方法に注意を要する薬剤 なし あり

※ 下記には現在の処方内容のうち、投与方法が特殊な薬剤（例：連日服用しない薬剤、投与間隔が設けられている薬剤等）や維持量まで増量が必要な薬剤（例：ドネペジル、ラモトリフィン等）を記載しています。貴院における薬物療法の参考として下さい。

※ ご不明な点がございましたら、下記薬剤師までお問い合わせください。

病院
〒 ●●●-●●●●
薬剤師

住所、電話番号等を記載してください

TEL ●●-●●●●-●●●● FAX ●●-●●●●-●●●●

日病薬ホームページからダウンロードできます。